

○神戸市工事検査規程

平成 18 年 3 月 31 日

訓令甲第 15 号

(目的)

第 1 条 この訓令は、本市が発注する工事の検査について必要な事項を定めることにより工事の品質を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 工事 本市が発注する工事をいう。

(2) 契約 工事の請負契約をいう。

(3) 検査 契約に係る神戸市契約規則(昭和 39 年 3 月規則第 120 号。以下「規則」という。)第 58 条の検査をいう。

(4) 検査員 規則第 59 条の検査員をいう。

(検査員候補者)

第 3 条 規則第 59 条の検査員候補者名簿(以下単に「検査員候補者名簿」という。)は、行財政局長が作成する。

(検査員の指定に係る協議)

第 4 条 主管課長は、検査員候補者名簿から検査員を指定しようとするときは、建設局担当課長(工事監理担当)に協議するものとする。

(検査の中止)

第 5 条 検査員は、適正な検査ができないと認めるときは、検査を中止するとともに、直ちに建設局長に報告するものとする。

(修補)

第 6 条 検査員は、検査に合格しない部分があると認めるときは、書面により手直し又は補強その他必要な措置(以下「修補」という。)を行うことを指示するものとする。

2 検査員は、修補の完了後、改めて検査を行う。ただし、検査員が特に認める場合であつて、監督員への報告をしたときは、この限りでない。

(不合格の場合の報告)

第 7 条 検査員は、検査の結果、合格と認めないときは、建設局長に報告するものとする。

(検査の技術的基準)

第 8 条 工事の検査に必要な技術的基準は、建設局長が定める。

(施行細目の委任)

第 9 条 この訓令の施行に関し必要な事項は、行財政局長が建設局長と協議して定める。

附 則

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日訓令甲第 6 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 31 日訓令甲第 14 号)

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。